

# 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	改正前の財務諸表等規則第 300 条第 1 項第 2 号において「に掲げる」と記載されていた部分が、改正後の財務諸表等規則第 300 条第 1 項第 2 号では「の」と記載されている。一方で、改正前の連結財務諸表規則第 170 条第 6 項において「に掲げる」と記載されていた部分は改正後の同規則第 170 条第 7 項でも「に掲げる」とされている。この 2 か所の違いが判らない。どちらも「の」に改められると思う。	ご意見にある 2 か所の違いは、改正後の財務諸表等規則第 300 条第 1 項第 3 号では「法人税、住民税及び事業税」に掛かっている一方、改正後の連結財務諸表規則第 170 条第 7 項では「項目」に掛かっていることから生じています。